

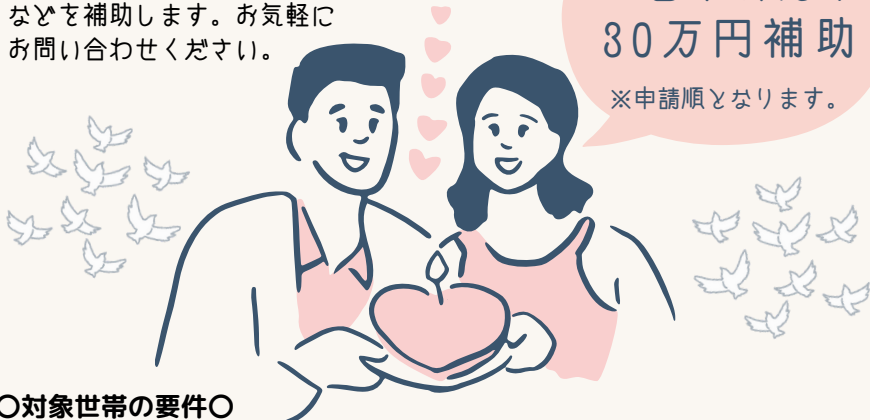
# 笠間市で幸せな結婚生活を。

新婚世帯がより良い環境で新婚生活をスタートできるよう、新居の住居費用や引越費用などを補助します。お気軽にお問い合わせください。

最大

一世帯あたり  
30万円補助

※申請順となります。



## ○対象世帯の要件○

- ・令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、申請時において、夫婦のいずれもが市内の補助対象住宅に住民登録があること
- ・婚姻の届出日において、夫婦の年齢がいずれも満39歳以下であること
- ・夫婦の合計所得が400万円未満であること など

※上記以外にも補助対象要件がありますので事前にご相談ください。

## ○対象経費○

令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に支払った次の費用（上限30万円）

- ・住居費用…物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越費用…引越しをする際に引越業者又は運送業者に支払った費用
- ・リフォーム費用…住宅の修繕、増築、改築、設備更新等に要した工事費用

※詳細についてはお問い合わせください。

**申請受付期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日**

※予算に達した時点で受付を終了します。

申請方法や必要書類など、詳しくはホームページまたは下記までお問い合わせください。

**市民活動課 市民活動グループ ☎0296-77-1101**



## 対象要件

- ・令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
  - ・対象の住宅が市内にあり、申請時に夫婦の住民基本台帳に住所として記録されていること
  - ・婚姻の届出日において、夫婦の年齢がいずれも満39歳以下であること
  - ・夫婦の前年の合計所得が400万円未満であること
- (貸与型奨学金の返済を行っている場合や、離職中の場合は 所得要件が緩和されます)
- ※夫婦の双方または一方が婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして夫婦の所得を算出します。
- ・笠間市および他の自治体における結婚新生活支援事業による補助を受けていないこと など

※記載事項以外にも要件がありますので事前にご相談ください。



## 補助内容

- 令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に補助対象世帯が支払った次の費用（上限30万円）
- ・住居費用…婚姻に伴い市内に購入又は賃借する際に要した費用  
(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
  - ・引越費用…婚姻に伴い市内に引越しをする際に引越・運送業者に支払った費用
  - ・リフォーム費用…婚姻に伴い住宅をリフォームする際に要した費用  
(住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)

※勤務先等から住居費用及び引越費用に係る手当等を受けている場合は、手当額を除きます。

※倉庫、車庫、門やフェンス等の外構に係る工事費用、家電購入及び設置に係る費用は、対象となりません。



## 補助までの流れ ※申請の前に、必ずご相談ください。



申請方法や必要書類など、詳しくはホームページまたは下記までお問合せください。

【問合せ先】笠間市役所 市民活動課 市民活動グループ ☎0296-77-1101

<https://www.city.kasama.lg.jp/page/dir001772.html>